

# 地域の暮らしと個人情報

《改訂版》

平成20年3月

平成17年4月の個人情報保護法全面施行により、個人情報保護についての意識が高まり、事業者の取組も進んできました。

その一方で、法の趣旨の誤解から名簿の作成が中止されるなど、過剰ともいえる反応がいまだにあるようです。特に町会等の地域社会における個人情報の取扱いについては、戸惑いも見られます。

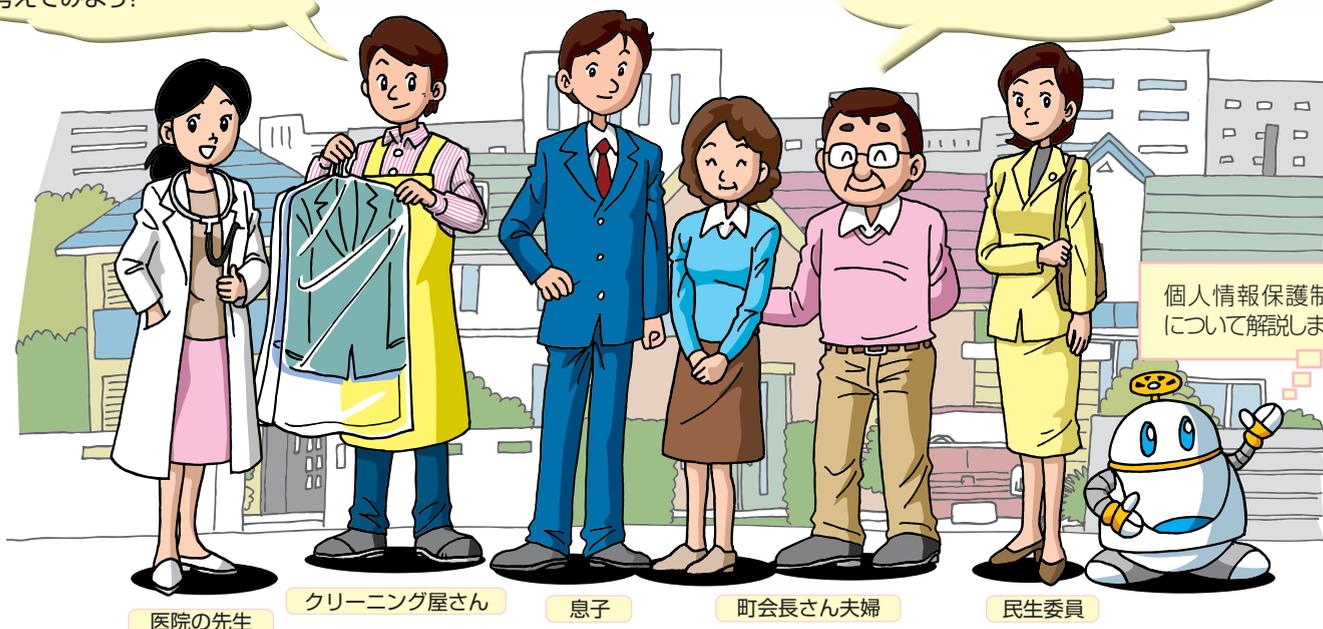
個人情報は、保護と活用のバランスが大切です。

あらためて、地域における個人情報の保護と適切な利用について考え、地域力向上に生かしましょう。

それではもう一度、暮らしの中の個人情報について皆で考えてみよう!

東京都の個人情報保護説明会で勉強してきたので、みんなにも知ってもらいたいんだ。

個人情報保護制度について解説します。





個人情報保護法ってどんな法律なの？

個人情報をきちんと守っていくためのルールを定めたものだよ。自分の情報を勝手に使われたり漏らされたりすると困るでしょう。

個人情報を何に使うか利用の目的を明確にしたり、きちんと管理することを事業者に求めたりしているんだ。



どうして法律が必要になったの？

パソコンやインターネットの普及などで、一度にたくさんの個人情報を扱うようになったから、個人情報の漏えい、不適切な取扱いによる個人のプライバシーや権利利益の侵害を防ぐ必要性が高まったということだよ。

企業からの漏えい事故も多いですね。



名簿を利用した電話勧誘をやめさせられないのかな。

**個人情報の保護に関する法律**…平成17年4月1日全面施行。個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う上でのルールを定めています。

**個人情報漏えい事故**…IT化の進展により漏えい事故の被害は大量、広範囲になり、被害の拡大防止は難しくなっています。また、漏えいした名簿が一人暮らしの高齢者などへの訪問販売、電話勧誘に利用されるなど、様々な消費者被害が発生しています。

\*事業者が公表した個人情報の漏えい件数 2,449件 うち、顧客情報は2,398件 (97.9%)  
(平成17・18年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要(内閣府)から)

どんなものが「個人情報」になるの？

氏名、生年月日、住所、家族関係、職業など、特定の個人を識別することのできる情報を、個人情報というんだ。写真や映像も個人情報になる場合があるから、注意が必要だね。



うちの店にはどんな義務があるのかな？

法でさまざまな義務を課せられるのは、個人情報取扱事業者という5千人を超える個人情報を事業活動に利用している事業者なんだ。町会やNPOなど非営利の団体も規模により法の対象になるんだよ。

でも大切なのは、個人情報取扱事業者にならなくても、法の趣旨に沿って個人情報を適正に取り扱うことなんだ！

東京都では、条例ですべての事業者に努力義務を課しているし、各省庁のガイドラインの中にはそのような定めをしているものもあるよ。



適正に作成された名簿を利用して営業することは、個人情報保護法違反とはならないんだよ。

不要な電話勧誘に対しては、「契約しません」と明確に意思表示するのが一番。何か心配なことがあれば地元の消費生活センターに相談してみよう。

うちは対象にならないけれど、クリーニング店の顧客名簿も個人情報だから、取扱いは適切にしよう。



**個人情報**…生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。

**個人情報取扱事業者**…5千人を超える個人情報を事業活動に利用している事業者。非営利の団体や個人も含みます。

**東京都の個人情報保護条例**…東京都では5千人以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても、個人情報の取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めることとしています。

**適用除外**…憲法上保障された自由（表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由）には、法の義務は適用されません。

地域の助け合いを育むために町会名簿が必要だけど、個人情報保護法があるから町会名簿を配れないというのは本当なの？



個人情報保護法は、町会などの名簿の作成や配付を禁止しているわけではないよ。「名簿を作成・配付するときのポイント」を参考にして作成しよう。



町会で長寿の会員に記念品を贈呈しています。事前に長寿の会員を調べるため、回覧板に該当者の住所や生年月日を記入してもらっているけど、問題はあるかしら。

回覧板に本人に記入してもらうのですから、本人の同意を得られていると考えられるので、個人情報保護法違反とはならないんだ。でも、生年月日などを他人に知られたくない人もいるよね。回覧板ではなくて直接役員へ提出してもらうなど、申込みの仕方を町会で話し合ってみましょう。



うちの町会では、町会会員名簿は会員に配付せず、事務局に備えてあります。ある会員から、他の会員の連絡先を教えて欲しい、という問い合わせを受けたんだけど、回答してもいいかしら。

問い合わせの対象の会員の方に了承を得た上で、連絡先を教えましょう。



### 個人情報保護法の基本理念

法は、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならないと定めています。

個人情報の取扱いに当たっては、状況に応じて保護と活用の適度なバランスを保つことが大切です。



## ● 名簿を作成・配付するときのポイント ●

利用や管理の方法についてルールを定め、できるだけ多くの会員から同意を得て作成・配付しましょう

### 1 ルール作り

名簿の利用目的、名簿に載せる項目、同意の取り方、管理方法などについて話し合い、ルールを作りましょう。

ルールについては、総会や会報などで会員に説明するなど、周知に努めましょう。

ポイントを参考に名簿を作りましょう。

### 2 利用目的

会員相互の親睦・連絡など名簿の利用目的を定め、それ以外には使わないようにしましょう。また、災害時要援護者の情報など執行部で把握しておく情報と、一般の会員に配付する名簿に載せる情報は、分けて考えましょう。

### 3 本人同意

あらかじめ本人の同意を得るようにしましょう。趣旨を十分に説明し、同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。

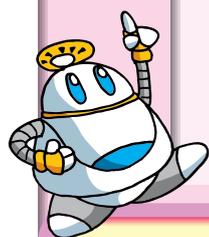
※ 項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの工夫をしましょう。

※ 同意を得る以外にも、本人の求めがあった場合には個人情報を削除することをあらかじめ明らかにした上で、作成・配付することができます。

学校やPTAの名簿や連絡網なども、同じ考え方で作成できるね！

### 4 管理方法

名簿の配付先で目的に沿った利用や保管、廃棄が行われるよう、注意が必要です。名簿が外部の者に渡り、営業活動等に利用されたりすることのないよう、名簿の見やすい場所に、注意事項を明記しましょう。



**注意事項を名簿の目立つところに必ず記載しましょう。**

- (1) この名簿は、会員相互の親睦と連絡のために利用するもので、他の利用を禁じます。
- (2) 会員以外の人の手には渡ることのないよう、取扱いには十分注意してください。



事業者の皆様へ

営業目的の利用を禁じている名簿を売買により取得することは、不適正な個人情報の取得になるおそれがあります。

名簿を作成し、会員に配付したところ、会員になっているお店がその名簿を利用して営業行為を行ってトラブルが起きました。会としての責任があるのかしら。



名簿の見やすい場所に、会員同士の親睦の目的に沿った利用や保管をする、といった注意事項を明記しておけば、名簿を営業行為に利用した個人の責任はあっても、会としての責任は問われることはないでしょう。

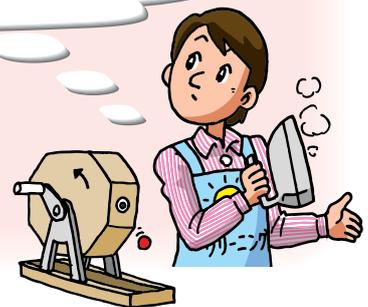
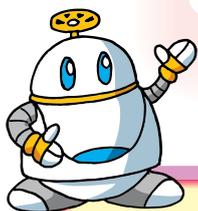


生け花同好会の展覧会で、作品と一緒に作者名を発表したいと考えているの。その際、会員全員から、同意を得なければいけないのかしら。

入会の申込みや作品募集の際に、展覧会で作品と作者名を発表することを明らかにしておけば改めて同意はいらないよ。

商店街で福引をやったんだけど、当選したお客さんの名前を掲示してもいいのかな？

名前を掲示することなどをあらかじめ福引会場で明らかにしておけば、掲示することはできるよ。



- 東京都では、平成18年10月に区部の町会連合会の協力を得て、町会名簿に関する調査を行い、424町会から回答を得ました。  
調査結果を見ると、81%の町会で名簿が「あった方がよい」と答えていますが、実際に名簿を「作成・配付した」、「作成・配付予定」は、55%であり、名簿が作成しにくくなっている状況が分かりました。
- このような実態を踏まえ、東京都では、個人情報保護法の正しい理解を図るために、平成19年11月に町会、民生・児童委員、PTAの方々を中心に、「個人情報保護制度に関する説明会」を開催しました。  
リーフレットに掲載したQ&Aは、この説明会での質疑応答をまとめたものです。

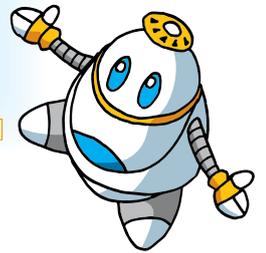


会員に配付する名簿の作成に当たって企業からの協賛金をもらって広告を掲載していますが、その協賛企業にも会員名簿を提供することは可能ですか？

広告掲載の企業に名簿を提供することを、名簿そのものに明記しておこう。  
また、協賛企業には、名簿の利用目的に沿った取扱いしかできないことを説明しておこう。



個人情報は、慎重に取り扱うべきものなので、第三者に提供する場合には原則として本人の同意が必要ですが、本人の同意がなくても提供できる場合があります。次の場合を参考にして対応しましょう。



## ～本人の同意を得なくても個人データ(11ページ参照)を第三者に提供できる場合～

### 1 法令に基づく場合

- ・ 刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合 など

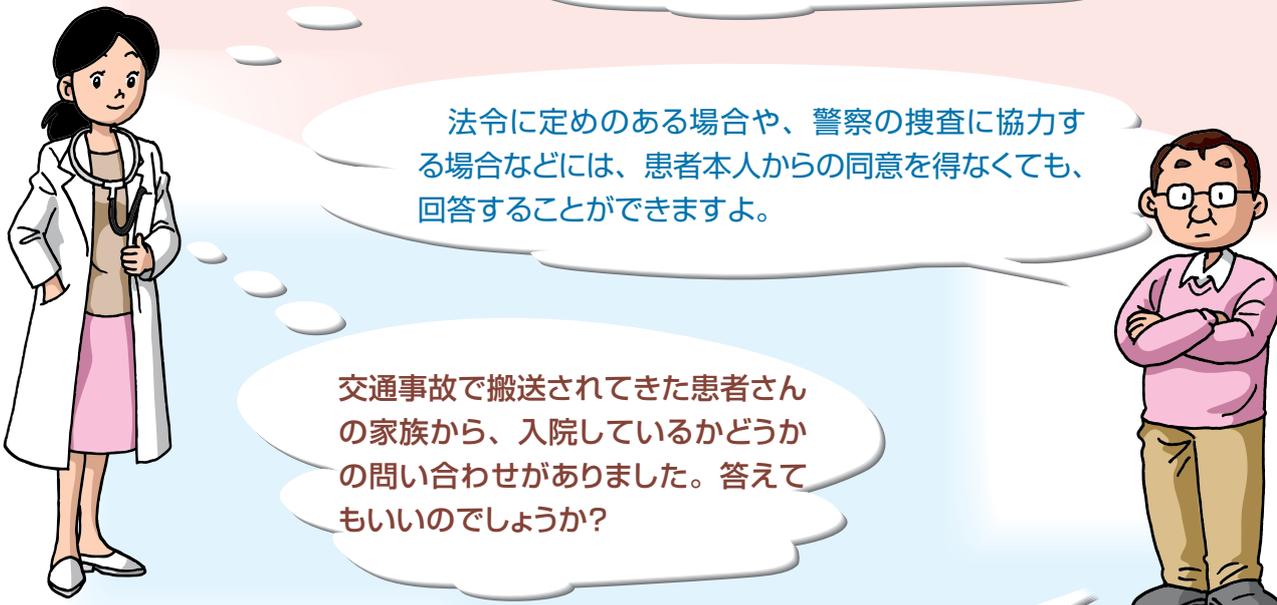
### 2 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

- ・ 大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対し、患者に関する情報提供依頼があった場合
- ・ 製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから販売店に対し、顧客情報の提供依頼があった場合 など

### 3 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

### 4 国、地方公共団体等に協力する場合

- ・ 税務署等から事業者に対し、任意の顧客情報の提供依頼があった場合
- ・ 犯罪の防止その他公共の安全と秩序の観点から、警察機関が行う情報収集活動に協力する場合 など

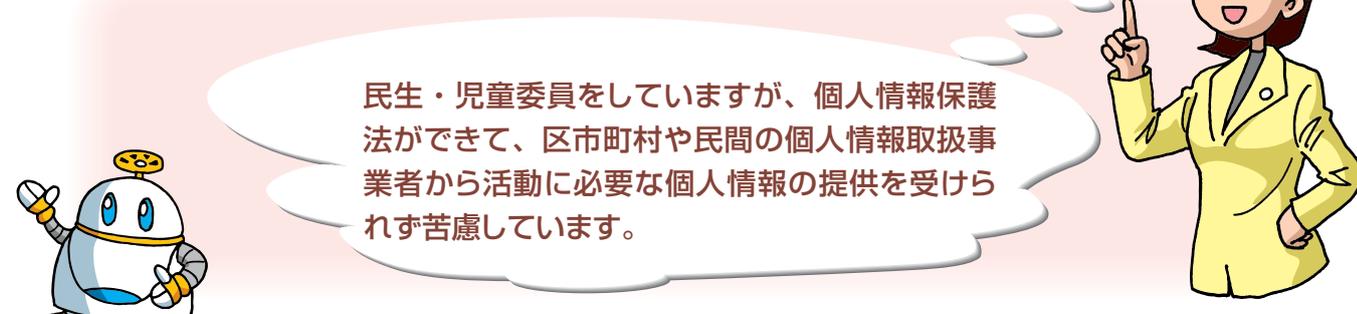


警察から捜査への協力を求められていますが、患者さんの情報を答えてもいいのでしょうか？

法令に定めのある場合や、警察の捜査に協力する場合などには、患者本人からの同意を得なくても、回答することができますよ。

交通事故で搬送されてきた患者さんの家族から、入院しているかどうかの問い合わせがありました。答えてもいいのでしょうか？

生命や身体の保護に必要な場合には、本人から同意を得なくても、家族に情報を伝えることができますよ。



民生・児童委員をしています。個人情報保護法ができて、区市町村や民間の個人情報取扱事業者から活動に必要な個人情報の提供を受けられず苦慮しています。

民生・児童委員や主任児童委員は、法律に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受けた人たちで、地域で支援や援助を必要とする住民の相談に応じたり、福祉事務所や児童相談所とも連携して援助を行ったりしています。非常勤・特別職の地方公務員と位置づけられ、法律上、守秘義務も課されているので、民間の個人情報取扱事業者は、民生・児童委員や主任児童委員が住民の相談援助を行うために必要な範囲については、法で禁じられている第三者提供の例外として、個人情報を提供することが許されています。

区市町村も、民生・児童委員や主任児童委員に個人情報を提供することができますが、具体的にどのような情報を提供するかは区市町村がそれぞれ判断することになるので、それぞれの地域に合ったルール作りができるように、話し合っていくことが大切です。

また、民生・児童委員や主任児童委員も、取得した個人情報を責任をもって管理することが必要です。



一人暮らしの高齢者などの個人情報を町会で収集して災害時に役立てたいね。でも一方で、その情報が外部に漏れて悪用されないか不安だな。

地震や台風に備えて、災害時要援護者に関する情報を町会が収集しておくことは、迅速な支援を行うために効果的だね。でも、これらの情報が一般に知られると悪質な訪問販売に利用されるなどの心配もあるよね。

町会で独自に収集しておくのなら、外部に漏れて悪用されないようにしておくことが大事だよ。慎重な取扱いを要する個人情報だから、会員配付用の通常の名簿とは別に災害時要援護者の名簿を作成し、この名簿を取り扱う人を限定した上で、厳重に保管するなどの対応が必要だね。個人情報を保護するための取扱い方針をまとめたプライバシーポリシーを作成して宣言することも会員の不安解消のためには有効だね。



行政が保有している災害時要援護者リストを平常時から町会等の自主防災組織に渡してもらえないの？

### 災害時要援護者情報の共有について

高齢者や障害者など災害時に一人での避難が困難と思われる方々の情報は、区市町村の福祉関係の部署が保有しています。一方、実際の避難に際しては、地元の消防や警察、自主防災組織、民生委員などの協力が不可欠です。平常時からこうした機関の間で災害時に援護を必要とする方々の情報を共有化しておかないと、迅速な災害時の援護活動ができません。

要介護者や障害者などに関して区市町村の福祉部門が持っている情報を、本人の同意なく外部へ提供することは、各区市町村の個人情報保護条例で原則禁止としているところもあります。しかし、災害時要援護者の情報を消防・警察や自主防災組織等に提供し共有化を図ることは防災対策上不可欠なので、各区市町村ごとに工夫して情報の共有化を進めています。

例えば、①区市町村の震災条例等で災害時要援護者の個人情報の共有化について定める、②区市町村の個人情報保護審査会等で平常時の情報の共有についてあらかじめ了解を得ておく、等により本人の同意を得ずに共有化を図る方法（関係機関共有方式）があります。

また、本人の同意を得る場合でも、災害時要援護者名簿への登録を呼びかけて登録する人を待つ（手上げ方式）だけでなく、民生委員等が災害時に避難援護を要すると思われる方々を訪問して同意を得る（同意方式）などの方法もとられています。

情報の共有化に際しては、情報が外部へ漏れることを防止するため、自主防災組織等の情報を受ける側から誓約書の提出を求めるなどにより、守秘義務を担保していくことが大切です。



町会、自治会、商店会、NPOなどの団体や、個人商店などの小規模な事業者で、個人情報の取扱いに関する考え方を定め、プライバシーポリシー（個人情報の取扱方針）として宣言すると、個人情報の取扱いに対する信頼も高まります。プライバシーポリシーを、各団体の規模や活動内容に合わせて工夫して作成し、会員に周知しましょう。



## プライバシーポリシー（個人情報の取扱方針）

### <町会、自治会等におけるプライバシーポリシーの記載例>

〇〇町会（※1）は、個人情報の取扱いに関する考え方について下記の通り定め、プライバシーポリシーとして宣言します。当町会が保有する個人情報は、本ポリシーに沿った適切な取扱いを行います。

#### （適正な取得について）

当町会は、名簿に掲載するための住所、氏名や、町会で保管する緊急連絡先など、それぞれの活動に必要な範囲内においてのみ、適正に個人情報を取得します。※2

※1 〇〇町会、〇〇自治会、〇〇同窓会、〇〇管理組合など

#### （利用目的について）

当町会は、以下の利用目的の範囲内で個人情報を利用します。※3

- ・会員相互の親睦のため
- ・名簿の作成・配付のため
- ・会報を送付するため
- ・緊急連絡のため
- ・地域住民の相談に応じ、必要な援助を行うため

※2 個人情報の取得は、必要最小限の範囲にとどめると安心です。

※3 それぞれの団体の活動内容に合わせて、できるだけ具体的に記載することが重要です。

#### （第三者への提供について）

当町会は、次の場合を除いて、会員本人の同意を得ずに第三者に個人情報を提供しません。※4

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ・公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ・国、地方公共団体等に協力する場合

（注）名簿の作成・配付は本人同意が原則ですが、同意を得ずに名簿を配付し、本人の求めに応じて名簿から削除（提供停止）する方法をとる場合は、あらかじめその旨明記しましょう。

※4 個人情報保護法で本人同意のない第三者提供が原則として禁止されているのは、個人データ（11ページ参照）に該当する場合です。しかし会員とのトラブルを防ぐためにも、個人情報を第三者に提供する場合については、よく話し合っておくとよいでしょう。

#### （管理について）

当町会は、個人情報を安全な場所に保管し、脱会した会員の情報など保管の必要のなくなった情報は裁断廃棄するなど、漏えいや紛失等の事故がないように努めます。※5

このため、管理担当者を定めるとともに、名簿など会員に配付する個人情報については、各会員に対し、情報が外部の者に渡って営業活動に利用されたりすることのないよう、十分な注意をします。

また、個人情報を最新かつ正確な状態に保つことに努め、ご希望に応じてご本人にお知らせし、適宜訂正等を行います。

※5 会員に配付するための情報と、事務局で保管する情報は分けて考え、それぞれの管理方法を記載するとよいでしょう。また、災害時要援護者名簿など機微な情報を扱う場合は、厳重な管理方法について詳しく記載するなど、特に注意が必要です。

#### （お問い合わせ先）

〇〇町会事務局 会長〇〇 管理担当者〇〇

・電話〇〇 ・FAX〇〇 ・メールアドレス〇〇（連絡専用アドレスを設定するのみの方法です。）

※本ポリシーを適切な内容とするため、研修等を通じて情報の把握に努め、適宜見直しを行います。

私の勤務先は個人情報取扱事業者に該当します。  
個人情報保護法上、どのような義務が課せられて  
いますか？



個人情報取扱事業者には個人情報保護法で次のような義務が定められています

**1 利用する目的を明確にすること（法15条）**

個人情報の利用目的をできる限り明確にしてください。  
利用目的以外の利用はできません。

**2 適正に取得し、利用目的を本人に明らかにすること（法17条、18条）**

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。  
個人情報を取得したときは利用目的を通知又は公表してください。なお、直接書面で個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を明示する必要があります。

**3 正確かつ最新の内容に保つように努めること（法19条）**

利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データ（※1）を正確かつ最新の内容に保つよう努めてください。

**4 安全に管理すること（法20条、21条、22条）**

個人データの漏えいや滅失を防ぐための安全管理措置を講じてください。  
また、従業者や委託先に対する監督も必要です。

**5 第三者に同意なく提供しないこと（法23条）**

本人の同意を得ないで、他の事業者などの第三者に個人データを提供してはいけません。  
ただし、一定の条件に該当する場合は、提供することができます。詳しくは7ページをご覧ください。

**6 開示・訂正・利用停止等を行うこと（法25条、26条、27条）**

本人からの求めに応じて、保有個人データ（※2）の開示、訂正、利用停止等を行ってください。  
また、保有個人データを不適正に取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、必要な限度で利用の停止・消去を行ってください。

**7 苦情の適切かつ迅速な処理に努めること（法31条）**

苦情受付窓口の設置など必要な体制を整備し、本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めてください。

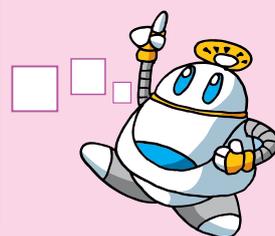
**不適正な個人情報の取扱いがあった場合には・・・**

個人情報保護法に基づき、その事業者に対する権限を有する大臣（知事）から助言、勧告、命令等が行われます。

また、法には、命令に反して是正措置を講じない事業者に対する罰則も規定されています。

※1 個人データとは…特定の個人情報を検索できるような体系的に整理、記録されたデータベース等を構成する個人情報です（紙媒体に記録されたものも含まれます。）。

※2 保有個人データとは…個人データのうち開示等の権限を有し、6か月以上にわたって保有する個人データです。



## 相談窓口のご案内

### 東京都の相談窓口

#### このような相談が寄せられています・・・

- 事業者が私の個人情報を紛失したようです。どちらに問い合わせたらいいのでしょうか。
- 事業者が私の個人情報をどのように取り扱っているのかわかりません。開示請求できるのでしょうか。
- 会員の個人情報を教えて欲しいと言われました。教えてもいいのでしょうか。
- 個人情報保護法に違反するような個人情報の取扱いをされているのですが。
- 電話勧誘が繰り返しかかってきます。どのように対応したらいいのでしょうか。
- 事業者として個人情報の適切な取扱いについて取組をしていこうと考えています。どのようなことに注意したらいいのでしょうか。

#### 個人情報に関するご相談は・・・

- ◆生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課〔都庁第一本庁舎28階〕  
☎ 03-5388-3160（平日午前9時～午後5時）

#### 契約トラブルに関するご相談は・・・

- ◆東京都消費生活総合センター 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階  
☎ 03-3235-1155（平日午前9時～午後4時）

## ホームページのご案内

### 東京都ホームページ

- ◆東京都の個人情報保護制度について  
<http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp/>

### 内閣府ホームページ

- ◆個人情報保護法について  
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>



平成20年3月発行

監修 堀部政男（東京都個人情報保護審議会委員・国民生活審議会委員・一橋大学名誉教授）  
藤原静雄（東京都個人情報保護審議会委員・国民生活審議会委員・筑波大学法科大学院教授）  
協力 東京都町会連合会  
発行 東京都生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課  
東京都新宿区西新宿2-8-1 ☎ 03-5388-3160

平成19年度

登録(19)73号

**R100**  
古紙配合率100%再生紙を使用しています